

文献解題

南方仏教の戒律の聖典

藤 吉 慈 海

セイロン・ビルマ・タイ国・カンボジア・ラオス等に現在行なわれている仏教は、テーラ・バーダ Thera vāda Buddhism と呼ばれ、長老派・上座部と訳されているが、北方に流伝した仏教に対して南方仏教とか南伝仏教ということもある。中国・日本等に伝わった北方仏教が、大体において大乘仏教 Mahāyāna Buddhism であるのに対し、南方仏教を小乗仏教 Hīnayāna Buddhism と呼ぶこともある。しかし、これは大乘仏教徒が名づけた呼称であるから、あまり用いない方がよい。また、この南方仏教はほとんどすべてパーリ語聖典によっているのでパーリ仏教 Pāli Buddhism とも総称される。

いま東南アジア地域の仏教を概観すると、仏教は B. C. 3 世紀にアショーカ王の子（または弟）のマヒンダ Mahinda によって、インドの東部からセイロンに招来され、これが間もなく全島にひろまり、B.C.1 世紀に大寺派と無畏山寺派に分裂した。第3世紀に無畏山寺派から南寺派が分立し、大寺派が正統派と目された。第5世紀にブッダゴーシャ (Buddhagoṣa 仏音) やダンマパーラ (Dhammapāla) 等の注釈家が出て、経・律・論の三蔵の大部分に対する注釈書を完成した。ビルマへの仏教の伝来は第4～5世紀と推定され、1058年アノウラータ (Anawrāta) 王のときに正式に国教として上座部仏教が採用された。タイ国は第12世紀以来、公的に上座部仏教を受容し、1361年にセイロンの大寺派を国教と定めた。カンボジア・ラオスは第14～15世紀にタイ国の勢力の侵入に伴って上座部仏教が伝播した。ヴェトナム地域は、儒教・道教と混成した仏教で、シナ仏教の系統が強い。カンボジア地方は過去に繁栄したクメール民族の遺蹟をのこすのみで、アンコール・ワットは仏教芸術として有名である。ジャワ・スマトラ・マラヤ等には過去に栄えたい

わゆる南海仏教があったが、現在は回教徒におさえられ遺蹟をのこすのみで、とくに第8～9世紀のジャワのボロボドルは有名である。南方仏教は原始仏教の伝統を保持し、パーリ三蔵のほか、多くの注釈書・綱要書・史書等があつて、仏教史研究に不可欠の重要性をもっている。また戒律を厳守する実践性に特色があるので、ひとり南方仏教の研究のみならず、その地域の社会全般の研究においても仏教の戒律についての知識が必要である。ここに南方仏教の戒律の聖典について、いささか解説を試みる所以である。

さて、南方仏教のこれらの文献は、わが国に翻譯されて、南伝大蔵経と称しているが、これはパーリ語で書かれたセイロン上座部に伝える經典に対する現代日本の呼称で、本来は単にティピタカ (ti-piṭaka 三蔵) という。

セイロン上座部の所伝によれば、シャカ入滅後まもなくマハーカッサパ (Mahākassapa 摩訶迦葉) 等が三蔵を結集し、アショーカ王の時、モッガリプッタティッサ (Moggaliputta Tissa) が更に結集し、また論事 (Kathāvatthu) を編し、王子マヒンダがこれをセイロンに伝えたという。しかし、現存の南伝大蔵経は成立の年代を異にする典籍の集積であり、その最下限は B.C. 2-1 世紀と考えられる。

その内容は、

I. 律蔵 Vinaya-piṭaka

1. 経分別 Sutta-Vibhaṅga*
2. 鍵度 Khandhaka*
3. 後篇 Parivāra

II. 経蔵 Sutta-piṭaka

1. 長部 Dīgha-nikāya*
2. 中部 Majjhima-nikāya*
3. 相應部 Saṃyutta-nikāya*

4. 増上部 Aṅguttara-nikāya*
5. 小部 Khuddaka-nikāya*
 - a. 法句 Dhamma-pada*
 - b. 譬喻 Apadāna
 - c. 自説 Udāna
 - d. 如是語 Itivuttaka*
 - e. 経集 Sutta-nipāta
 - f. 天宮事 Vimāna-vatthu
 - g. 餓鬼事 Peta-vatthu
 - h. 長老偈 Thera-gāthā
 - i. 長老尼偈 Therī-gāthā
 - j. 本生 Jātaka
 - k. 義釈 Niddesa
 - l. 無礙解道 Paṭisambhidā-magga
 - m. 仏種姓 Buddha-vaṃsa
 - n. 行所蔵 Cariyā-piṭaka
 - o. 小論 Khuddaka-pāṭha

Ⅲ. 論蔵 Abhidhamma-piṭaka

1. 法集 Dhamma-saṅgaṇi
2. 分別 Vibhaṅga
3. 異論 Dhātu-kathā
4. 双 Yamaka
5. 発趣 Paṭṭhāna
6. 人施設 Puggala-paññatti
7. 論事 Kathā-vatthu

である。このうち*印のあるものは漢訳大蔵經に類似の典籍があるものである。この大蔵經は B. C. 1 世紀のはじめセイロンのアル・ヴィハーラ等で注釈と共に始めて文字に写されたと伝えられる。またビルマ・タイ国・カンボジアにおいても、それぞれの国の文字で伝承され¹⁾、近代にいたってタイ国・ビルマ・セイロン文字の活版印刷がなされ、イギリスでは1882年にパーリ聖典協会 Pāli Text Society が設立され、三蔵およびその注釈の大部分のローマ字校訂版と英訳を出版し、日本では昭和10~16年に、高楠博士功績記念会が全訳して南伝大蔵經65巻70冊を出版した。もちろん、この中には若干の蔵外書も含まれている。蔵外の

1) ビルマのマンドレー・ヒルの麓にあるクトドウ寺には、ミン・ドン王 Mindon (1853-78) が行なった第五回結集のときできあがった仏教の經典を729基の大理石に彫みつけたものが建てられている。これが第六回結集の基本テキストとなった。拙著「ビルマ遊記」仏教文化研究所刊、1957、参照。

注釈には、三蔵の直接の注 atṭhakathā, 末注（注の注）ṭikā, 末注の注 anuṭikā があり、その外、蔵外には綱要書・史書もある。近年この南伝大蔵經の索引が水野弘元教授によって出版された。なお三蔵の校合はしばしば行なわれて来たが、1954年から56年にかけてビルマのラングーンにおいて第六回聖典結集が行なわれたことは特筆すべきことである²⁾。

その大蔵經の内容全般について解説することは容易でないで、現在の南方仏教教団において実践せられている戒律の内容を知るために、その典拠となる律蔵について述べておきたいと思う。

I 律蔵 Vinaya-piṭaka

律とは vinaya の訳で、諸の過惡を制伏除滅することを意味し、仏が制定せられたところの、比丘（男子の出家者）・比丘尼（女子の出家者）の守るべき生活規範、禁制のことである。律では随犯随制といって、仏弟子たる出家が何か悪いことをなすたびに、仏が「今後同様の行為をなせば、何々の罰に処する」といましめることによって、出家教団の規定となったもので、律には必ず処罰の規定が付せられている。したがって、それは他律的であり、また出家について制定せられたものである点に特色がある。これらの点で、元来は戒と区別せらるべきものであったが、後には混同して用いられている。

さて、三蔵の一としての律蔵は調伏蔵とか毘尼蔵ともいわれ、教団の掟を説いたものであるが、律蔵にはこれから述べる南伝の律蔵 vinaya-piṭaka のほか、漢訳の四分律・五分律・十誦律・摩訶僧祇律など、およびチベット訳の律蔵がある。律蔵は僧侶の日常生活における禁制箇条たる学処 sikkāpada と、教団の制度や行事を解説したものである。漢訳の律蔵でこれに相当するものは、いわゆる広律で³⁾、四分律六〇卷、

- 2) 拙稿、ビルマ仏教の現状—第六回結集を中心として—(塚本博士頌寿記念仏教史学論集所収) 参照。
- 3) 律蔵の内容は(1)比丘・比丘尼に対して、それぞれの行為を行なうことを禁止した条文、すなわち教団の罰則（波羅提木叉）と、それを禁じた由来因縁、また犯した場合の罪の輕重などを詳説した部分と、(2)教団の儀式作法や僧衆の生活、礼儀になつた起居動作などに関する具体的な諸規定を説いた部分（犍度）とからなるが、パーリ律では、(3)後世付加されたと考えられる後篇（波利婆羅）があつて、3部からなっている。このように詳しく説いた律を広律というのに対し、(1)の条文のみをまとめたものを戒本（波羅提木叉）という。

五分律三〇卷、十誦律六一卷、摩訶僧祇律四〇卷、および根本説一切有部毘奈耶五〇卷等の有部律、鼻奈耶十卷がある。このうち前四はパーリ律と同じく内容も完全で、古来これを四律と言う。西藏律も広律にして有部律に相当する。これらはみな同一根幹から出たもので、大体の骨子は一致するが、伝承の部派の相違によって多少の変化を見たものである。パーリ律は漢訳律の中では四分律および五分律に最もよく合致する。このように諸派の律を伝える点は律蔵の一特色であって、これが教団生活に最も実際的影響を及ぼしたからである。そしてパーリ律蔵は、これらの諸律中、最もよく整備しており、四分律・五分律と共に最も古い成立と見られている。

ちなみに、南伝大蔵經の律蔵の依用の底本は Herman Oldenberg 刊行本 (London, 1881, 1882, 1929, 1880) で、暹羅版を参照しているが、訳語は漢訳の訳語を依用している。

1. 經分別 Sutta-vibhaṅga

經分別は律蔵の本文骨子たる条文を中心として、その成立の因縁・条文の字句の解釈・条文運用の実例等を説くものである。条文は比丘戒が 227 条、比丘尼戒が 311 条からなっている。これに対し、四分律は 250 戒と 348 戒、五分律は 251 戒と 370 戒からなっている。比丘戒を説く部分を大分別 Mahāvibhaṅga、比丘尼戒を説く部分を比丘尼分別 Bhikkhuvibhaṅga とし、比丘戒は 227 条の条文を波羅夷 Pārājika 以下の八類に分ち、比丘尼戒は七類に分っている。

比丘戒を説く大分別では波羅夷 pārājika、僧殘法 Saṃghādisesa、不定法 aniyata、捨墮法 nissaggiya pācittiya、波逸提法 pācittiya、提舍尼法 pāṭidesaniya、衆学法 sekhiya、滅諍法 adhikaraṇa samatha に分けて、詳しく説かれている。

第一の波羅夷 pārājika は比丘の極刑に相当する罪であって、これを犯した者は比丘としての資格を失い、教団から追放される。たとえば比丘が姪欲に陥り、女性と不浄な交わりをしたとき、たとえそれが畜生と交わったときでも波羅夷罪として教団から追放される。その具体的な事例がいちいち明示されているが、この不浄罪が第一波羅夷として最も重罪とされている。独身生活を条件とした比丘たちにとって、姪欲の抑制は一番大切なことであることがわかる。次に、第二波羅夷は不与取戒といって、与えられざるものを

取る罪である。第三波羅夷は人体戒といって、比丘が故意に人体の生命を奪い、あるいはそのために殺具を持つ者を求め、あるいは死を讃歎し死を勧むることである。第四波羅夷は上人法戒といって、比丘が禪定とか解脱などの善法を知らないのに知っていると虚言妄語した場合、それが増上慢であった場合を除いて波羅夷となる。これらの波羅夷でも、行為の結果よりその動機が重視されていることは注目に値する。

第二の僧殘法 saṃghādisesa は波羅夷に次ぐ重罪で、これを犯せば比丘としての資格は失わないが、六昼夜別住 (摩那埵 mānatta) を課せられる。この罪を自白せず隠匿している場合は、その日数に応じて更に別住を課せられ、その間は僧権を停止される。語義は saṃgha (僧団) ādi (初) sesa (後・残) の意で、最初の別住から復権にいたるまですべて教団によって処分され、個人または数人のなすべきことでないことを示している。ただし、僧殘という漢訳語は梵本が saṃgha-avaśeṣa (残余) となっているのを訳したもので、僧伽によって矯正すべき余地あり、比丘としての生命なお残るの意に解している。それで僧殘はパーリ語の厳正な訳語ではないが、慣用的に用いられている。これに相当する行為は、比丘が故意に精液を出すこと等、13 条からなっている。「故意に不浄を泄せば、夢中を除き僧殘なり」とあるが、ここでも故意であるか夢の中で不作為であるかが重視されている。第二の僧殘は「何れの比丘と雖も欲情を起こし、恋心よりして女人と身相触れ、或は手を捉え、或は髪を捉え、或は何れかの身分に触れば僧殘なり」とある。第三僧殘は「何れの比丘と雖も、欲情を起こし、恋心よりして女人に廉惡語を以て語るもの、即ち若き男子が若き女子に向うが如く、姪欲法を含む語を以て語れば僧殘なり」とあり、廉惡語とは大小便道、姪欲法に関する語のことである。第四僧殘は「何れの比丘と雖も、欲情を起し恋心によりて、女人の前にて自己の為の姪欲供養を讃歎して言わん、妹よ、我の如き持戒者・具善法者・梵行者に、この法によりて供養する者は供養中の第一なり」とて姪欲法に結びつくれば僧殘なり」とある。第五僧殘は「何れの比丘と雖も、媒介を行えば、即ち女人に男子の意中を、(或は) 男子に女人の意中を告げて、或は夫婦たらしめ、或は情人たらしめ、たとえ一時(の関係者となす)と雖も僧殘なり」とある。第六僧殘は比丘が房舎を造る場合、その規定

をおかした時、第七僧残は比丘が精舎を造る場合の禁制である。第八僧残は第一瞋不遯戒といって、比丘が他の比丘を悪愼不満の心を以て無根なるに波羅夷をおかしたと誹謗する場合である。第九僧残は第二瞋不遯戒といって、「何れの比丘と雖も、他比丘を悪愼不満にて異事中の何等かの類似せるのみなる点を取りて、波羅夷法をもって誹謗す」とある。第十僧残は第一破僧戒で、「何れの比丘と雖も、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立たんに、彼の比丘は諸比丘によりてかく言われるべきなり、尊者よ、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つことなかれ。尊者、僧伽と和合すべし。げに僧伽は和合し相欽びて諍なく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。かくの如く彼の比丘、諸比丘によりて告げられ、（尚）その如く固持すれば、彼の比丘は諸比丘によりて三度諫告せらるべし。それを捨てしむるために。三度諫告せられて、それを捨つれば可なり、捨てざれば僧残なり」とある。第十一僧残は第二破僧戒で第十僧残に類するものである。第十二僧残は悪口戒、第十三僧残は汚家戒といって比丘が村落において俗家を汚し、悪行をなし、諸比丘からそれを非難され、ここより去れと三度び諫告され、それを捨つればよし、もし捨てなければ僧残であると言われている。以上が十三の僧残である。

第三の不定法 *aniyata* とは不決定の罪である。比丘が隠蔽されまたは隠蔽されない場所で婦人と坐している時、信用しうる信者の目撃者の告ぐところによって、その比丘は波羅夷あるいは僧残あるいは波逸提罪となる。これに2か条あって第一不定とは、「もし比丘、女人と共に、独りにて秘密に可姪の屏処に坐せんに、可信優婆夷これを見出して、三法中の何れかを説かん。あるいは波羅夷、あるいは僧残、あるいは波逸提なり。比丘同坐を認むれば（その説くところに随い）三法中の何れかによりて処分せらるべし。あるいは波羅夷、あるいは僧残、あるいは波逸提によりて。あるいは又かの可信優婆夷の説くところによりて、かの比丘処分さるべし。これ不定法なり。」と。その後それぞれ詳しく、いろいろのケースが細かく区別され、それに応じて処分せらるべきことが述べられている。第二不定とは、「もし屏坐に非ず、可姪の処たらず、而も女人に廉惡語を語るに適する処あり。もしこの比丘、是の如き座に、女人と共に独りにて秘密に坐

せんに、可信優婆夷これを見出して、二法中の何れかを説かん。あるいは僧残、あるいは婆逸提なり…」とある。

次に、第四の捨墮法 *nissaggiya pācittiya* とは、衣服坐臥等の所有物につき、所定以上のものを所有し、または不法態度のあった場合、その物品を僧団あるいは他のものに提案して、懺悔すべき罪であって、30条からなっている。語義は *nissaggiya* とは「捨てるべき」の意、*pācittiya* とは「賠償さるべき」の意である。すなわち（財を）捨てて懺悔さるべしの意である。漢訳では尼薩耆波逸提と音訳し、捨墮と意識し、墮 *pātayantikā* とは「地獄に墮せしむる罪」なる意とす。このうち、はじめの三つは比丘の衣に関する規定で、第四は「何れの比丘と雖も、非親里比丘尼をして、故衣を洗わしめ、染めしめ、打たしむれば、尼薩耆波逸提なり」と。非親里とは父母より七世以内に繋がらざるもののことである。第五は「何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受くれば、交易を除き、尼薩耆波逸提なり」とあって、比丘と比丘尼との関係も厳格である。第六捨墮は「何れの比丘と雖も非親里の居士あるいは居士姉に、衣を乞わば、（然るべき）条件を除き、尼薩耆波逸提なり。ここにその条件とは、比丘奪衣の時あるいは失衣の時、これその条件なり。」とある。奪衣とは、比丘の衣が王のため、あるいは賊のため、あるいは賭者のため、あるいは何人かにより奪われたることをいう。捨墮第七、第八、第九、第十はみな衣に関することである。第十一は絹戒といって、「何れの比丘と雖も絹絲を雑えたる臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり」とある。第十二は純黒なる羊毛の臥具を作ることを禁じている。第十三は「新臥具を作る時、二分は純黒羊毛、第三分は白色羊毛、第四分は褐色羊毛を取り入るべし」とあって、これに反すれば尼薩耆波逸提である。第十四は「もし比丘、新臥具を作らば六年持すべし。六年以内にかの臥具を、あるいは捨し、あるいは捨てずして、新臥具を作らば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり」とある。第十五は座臥具のつくり方についての規定。第十六は「もし比丘、道路を行きて羊毛を得んに、欲する者は受領すべし。受領せば、持者なき時は、三由旬を限りて自ら持するを得。もしそれを過ぎて持せば、持者なくとも、尼薩耆波逸提なり」とある。第十七は、「何れの比丘と雖も、非親里の比丘尼をして、羊毛を

洗わしめ、あるいは染めしめ、あるいは梳らしむれば、尼薩耆波逸提なり」とある。第十八は、「何れの比丘と雖も、金銀および錢を捉り、あるいは捉らしめ、あるいは置けるを受くれば、尼薩耆波逸提なり」とあるが、これはやっかいな戒であって、金銀とは黄金をいい、錢とはカハーパナ錢・銅錢・木錢・樹膠錢等、一般に通用するものをいうとある。今日といえども南方仏教の比丘は金銭の所持を禁じられているので、旅行の際は、カピヤという在俗のつきそいがその面倒を見るのである。紙幣やトラベラーズ・チェックは金銭ではないから使用できるという比丘もいるが、厳密に言うと戒律にふれる。第十九は「何れの比丘と雖も、種々の金銀の売買をなさば尼薩耆波逸提なり」とある。第二十は「何れの比丘と雖も、種々の(物品) 交易をなさば、尼薩耆波逸提なり」とある。第二十一は、「十日を限りて、長鉢を畜うるを得、これを過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。長鉢とは比丘がいつも所持しているきまった鉢でない余分のいろいろの鉢のことである。第二十二も比丘の鉢をこわれるまで使用すべきを規定せるものである。第二十三は、「病比丘の食味すべき菓あり。即ち熟酥・生酥・油・蜜・石蜜なり。これ等を入手せば、七日を限りて畜え、食用するを得。これを過ぐれば尼薩耆波逸提なり」とある。第二十四は雨季に着る衣に関する規定である。第二十五は他の比丘に衣を与えて後、これを奪いかえしたり奪わしむれば尼薩耆波逸提である。第二十六は、「何れの比丘と雖も、自ら糸を乞い、織師をして衣を織らしむれば、尼薩耆波逸提なり」とある。第二十七は衣の作製についてなす比丘の非行のいましめである。すなわち「賢者、この衣は我が為に織らるるなり。長く、広く、厚く為し、好く織り、緻密にし、滑かに、よく刷きて作るべし。我等も亦、恐らく賢者に何者かを贈るべし」と。かの比丘は語りて、何物かを贈らば、僅か托鉢食と雖も、尼薩耆波逸提なり」とある。第二十八は特施衣についての規定である。第二十九はアーランニヤという人里はなれた僧院に住む僧は、三衣中の一衣を民家に預けておけ。もし何らかの因縁で、盗まれたりして衣を着れないことがあれば、六日間は許されるが、それ以上、僧衣を着けずにいるなら、僧の認可ある場合を除き、尼薩耆波逸提である。第三十は僧物として寄進された利得を自己のものとするれば尼薩耆波逸提である。

次に、第五の波逸提法 *pācittiya* は今のべた捨墮法のように財物に関する罪ではなく、妄語・両舌・殺畜生・飲酒等のごとき執着心や煩惱に関する罪であって12条ある。この罪を犯した者は別衆 *gaṇa* すなわち3人の比丘の中で懺悔せねばならぬ。字義は前述の通りであるが、漢訳では単墮と訳されている。このうち特に注目されるのは、比丘が地を掘ったり掘らせたりすることや、草木を伐ることも禁ぜられていることである。筆者はセイロンで数か月間僧院生活をしてしたが、比丘になってから間もなく、仏像に花を供養しようと思って無憂樹の花を手折ろうとしたら、飛んで来た見習僧に制止されたことがある。僧院の中に草が生えていても、比丘は掃くことはできても草を抜きとることはできない。かくの如く不殺生戒は極めて厳格であって、虫の入った水を草または土の上に撒布することも禁じられている。虫が死ぬからである。また比丘が比丘尼を教誡するについての戒も厳格である。僧伽から選任された比丘のみしか、比丘尼の教誡はできないし、また日没後の教誡は禁じられている。比丘と比丘尼とが予め約束して同一船に乗ることや同行することも禁じられている。また非時すなわち正午すぎから翌日の天明に至るまでに食事をすることも禁じられている。また今日得た食物を明日食べることも禁じられている。また「かくの如きは美味の食なり。即ち酥・生酥・油・蜜・砂糖・魚・肉・乳・凝乳なり。何れの比丘と雖も、無病にして是の如き美味の食を自らの為に乞いて食すれば波逸提なり」とある。また「何れの比丘と雖も女人と独りにて秘密に坐すれば波逸提なり」とある。また「出征軍を観るために行く」ことも禁じられている。スラー酒(小麦酒・餅酒・米酒・酵母酒・これらの合酒)やメーラヤ酒(花酒・果酒・蜜酒・甘蔗酒・合酒)を飲むことも禁じられている。また指で撥ること、水中にて嬉戯することも禁じられている。「比丘があらかじめ約束して女人と同じ道を行けば、一聚落の間と雖も波逸提なり」とある。

次に、第六の提舍尼法 *paṭidesaniya* とは、「他に告白すべき」の意で、漢訳では悔過と訳している。他人に対し告白懺悔すべき罪にして食事に関する4か条からなっている。この罪を犯した者は一人の比丘に対して懺悔しなければならぬ。

次に、第七の衆学法 *sekhiya* とは、原語は学習の義で、これは罪の名ではなく、食事の仕方、説法の仕

方、在家の人に近づく時の注意すべきこと等、多くの学すべき威儀作法をのべたもので、これに反する行為をなせば突吉羅罪（梵語 *duṣkṛta* の音訳、悪作と訳し、軽罪である。パーリ語は *dukkata*）となる。これに75条あり、漢訳では四分律・五分律共に100条ある故に古来百衆学と呼ばれる。これを故意に犯した時は上座比丘に対して懺悔せねばならぬが、故意でない時は、自己の心中で懺悔すればよい。この中には托鉢に行くときの注意、すなわち「我更らに得んと欲して汁あるいは加味物を飯をもって覆わざるべし」というようなものもある。さらに食事のときの注意としては、手を全部口の中に入れるとか、飯球を口の中に含みながら物を言わざるべしとか、頬を脹らして食べてはならぬ等と規定されている。また説法についても、病人でないのに傘をさしたり、杖を持ったり、乱れた姿勢にて坐せる者に説法してはならぬとある。これがセイロンでラジオ放送による説教の可否が問題になった。乱れた姿勢で放送をきく人があるかも知れぬからである。また比丘は病なくして、立ちながら大小便をしてはならないとも規定されている。

次に、第八の滅諍法 *adhikaraṇa samatha* とは、これは罪の名ではなくして、僧団内に起こらんとし、あるいは起こっている紛議を鎮める方法をあげたもので、これによって適当に紛議を鎮めえないときは上座が突吉羅罪となる。これに7種あって、七滅諍といわれる。経分別の中では単に名目だけあげてあるが、小品第四滅諍篇には委しく説かれている。

以上で比丘戒が終わったから、次は比丘尼分別について述べるべきであるが、現在、比丘尼僧伽は滅亡してしまっているので⁴⁾、詳しく述べる必要はあるまい。ただ比丘尼は女性なるが故に比丘の戒よりもより一層細かくいろいろのことが規定されている。比丘の場合は四波羅夷であったのが、比丘尼の場合は八波羅夷に増加している。たとえば、「何れの比丘尼と雖も、染心をもって染心ある男子の手を捉るを樂受し、あるいは衣を捉るを樂受し、あるいは共に立ち、あるいは共に語り、あるいは共に期して行き、あるいは男子の来るを樂み待ち、あるいは屏処に入り、あるいはかの

染法を行ずるため、そのために身を相近寄せれば、これまた波羅夷にして共住すべからざるものなり。これ八波羅夷なり」とある。

次に、比丘尼の僧残法は17戒あって、そのうち7戒は比丘戒僧残に同じ。比丘尼の捨墮法は30戒あって、そのうち18戒は比丘戒と共通である。また比丘尼の波逸提法は166戒あって、そのうち70戒は比丘戒と共通である。しかし、そのなかには「何れの比丘尼と雖も、香・脂粉を塗れば波逸提なり」等、女性特有の戒も含まれている。また比丘尼は比丘より低く見られているので、比丘尼は比丘の前で許を得ずして、座牀についたり、質問をしたりすると波逸提になる。次に比丘尼の提舍尼法は8戒あって、比丘戒と共通のものはない。比丘尼の衆学法は比丘戒と共通である。滅諍法も比丘戒と共通である。

以上は南伝大蔵經の第一・第二兩巻におさめられている。その第三巻は律蔵の第二部である健度部 *Khandhaka* である。

2. 健度 *Khandhaka*

健度は教団のいろいろの制度規定行事を説き、その成立の事情を述べている。大品はその前篇で10健度からなっている。

第一大健度は仏陀の成道から舍利弗・目犍連の出家にいたる因縁を説き、具足戒を授くることに関する種々の場合と、その規定を明らかにしている。第二は布薩健度で、布薩の起源とその行事規定を述べ、第三は入雨安居健度で、雨安居の起源やその時期、雨安居中の心得等を規定し、第四の自恣健度では、自恣の起源とその日の行事規定がのべられている。第五は皮革健度、第六は菓健度、第七は迦絺那衣健度、第八は衣健度、第九はチャンパー健度、第十はコーサンビー健度である。これで南伝大蔵經の第三巻を終わり、第四巻は律蔵四の小品で、これは大品に続き健度部の後半をなし、12健度に分かれている。第一の羯磨健度とは苦切羯磨・依止羯磨・驅出羯磨・下意羯磨および3種の挙罪羯磨を制定した因縁とその方法を説いている。第二は別住健度で、別住等の処分を受けた比丘の行法を説いている。第三は集健度で、僧残罪を犯した比丘に対する処分を説いている。第四は滅諍健度で、僧伽内で諍事を滅する種々の方法を説いている。第五は小事健度で比丘生活の資具その他種々の事項に関する規定を収めている。第六は臥具健度で精舎の建立および臥坐具

4) セイロンやビルマやタイ国にも剃髪して衣をつけた尼僧を見かけるが、彼女たちは比丘尼戒を保っていないので、厳密には比丘尼とは言えない。自らも優婆夷 *upāsikā* と称している。

に関する因縁規定を述べている。第七は破僧健度で釈迦族の7人の童子等の出家の因縁と提婆達多の破僧の事を説き、第八は儀法健度で僧団における行儀作法の事例を集め、第九は遮説戒健度で罪を犯した比丘は説戒を許さないこと、第十は比丘尼健度でこの中で摩訶波闍波提出家の因縁と八重法や蓮華色比丘尼の因縁等が説かれ、比丘尼僧伽の諸規定が説明されている。第十一は五百結集健度で、シヤカ入滅の雨安居に摩訶迦葉を上首として王舎城において第一回結集を行ない律蔵と經蔵が成立したこと、第十二は七百結集健度で、仏滅後100年に毘舍離の跋闍子等十事の非法を説き、比丘等毘舍離城に集会して、その是非を論じたことが述べられている。

以上で南伝大蔵經の第四巻を終わり、第五巻は後篇 parivāra である。

3. 後篇 parivāra

これはパーリ律蔵の第三部で、律蔵の附録的部分をなしている。ここでは律蔵の主要部である經分別と健度の前二部分に説いてあることの綱要をあげ、また律学上の諸問題を論書的にまとめたもので、偈として記述しているところが多い。漢訳律のうち、この部分に相当するものもいくつかあるが、その内容は前2部と異なりほとんど全く相違している。それ故に、この部の成立は遙かに後のものと推定される。本書巻下の偈文によれば、この書はディーパ Dīpa なる大徳が諸弟子の便に供せんがために作ったもので、parivāra というのは、教法を圍繞する parivāreti が故なりとしている。その内容は以前のものと重複するので省略する。

さらに、この巻には波羅提木叉 pātimokkha が付記されている。これは戒本とも称せられ、比丘・比丘尼の守るべき法典の条文(学処)を集成したものである。一週一度もしくは二週一度の布薩に、地方の教団が集まり、上座がこれを読み聞かせ、戒条に触れた者は告白せしめるものである。その内容は8項に分かれたれ、一、波羅夷(追放罪)は極刑で、これを犯した者は教団から追放される。二、僧残(停止罪)は波羅夷に次ぐ重罪で、これを犯した者は教団から別住を課せられ、その間、僧権を停止される。三、不定(認定罪)は犯行を目撃した信すべき優婆夷の申立てによ

り、その罪を判定されるもので比丘戒に限る。四、尼薩耆波逸提(没収罪)は規定に反する衣鉢等の資具を所有し、また不法態度のある時、その物品は教団に没収される。五、波逸提(悔過罪)は3人の比丘の中で懺悔することにより罪が許されるものである。六、提舍尼(告白罪)は一人の比丘に対して告白せねばならない。七、衆学は罪名ではなく、威儀作法を規定したもので、これに反する時は突吉羅罪となる。故意に犯した時は上座比丘に懺悔すればよく、故意でない時は、自己の心中にて懺悔すればよい。八、滅諍法はこれも罪名ではなく、教団におこった紛諍を治める方法である。これによって適当に治めない時は、上座が突吉羅となる。

既に述べたように南伝パーリ律では比丘戒は227条、比丘尼戒は311条であるが、漢訳諸部、梵本、西藏伝ではそれと相違があるので、その対照表が本巻末に附録としてのせられている。

(追記)

最近、教団ならびに戒律に関する二つの重要な研究書が出版されたので、その書名と内容の目次だけを列記しておく。

1. 佐藤密雄著「原始仏教教団の研究」東京山喜房仏書林刊
(1)序説 (2)出家と比丘 (3)比丘の入団と依止 (4)僧伽の組織 (5)僧伽の諍事と滅諍 (6)僧伽に於ける懲罰羯磨 (7)戒經と安居・布薩 (8)律制と浄法 (9)仏教の衣制 (10)提婆の破僧と第一結集(附録) フラウワルナー氏作製の古健度について 索引
2. 平川彰著「律蔵の研究」東京山喜房仏書林刊
(1)律蔵の資料論的意義 (2)漢訳律典翻訳の研究 (3)經分別の成立より見た諸律の新古 (4)波羅提木叉の研究 (5)仏伝より見た受戒健度の新古 (6)健度部組織の原型の研究 (7)七百健度より見た律蔵の形態(附録) 律蔵に引用される經典 索引

両書とも内外の研究成果を基礎にしたこの方面の劃期的研究業績である。従来いろいろの意味で、この方面の研究は忘れられていたが、最近両書の出版によって、この方面の研究に非常な刺激を与えたといえるであろう。